

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していたが、平成〇年〇月〇日をもって退社した。

請求人によると、退職前6か月間に、月100時間を超える時間外・深夜労働により、持病の心疾患が悪化し、さらに、うつ病などの精神疾患を患い、就業不可となって退職を余儀なくされたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「神経症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師の平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け診断書等医学的資料を踏まえた上で、請求人は、平成○年○月上旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取り扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受け

られない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、要旨、月100時間を超える時間外労働及び深夜労働を強いられたこと、運搬物が食料品等から重機に変更となり運転するトラックもウイングタイプから平ボディタイプに変更になったこと及び納品先で荷下ろしが時間に間に合わず、顧客から叱責を受けたこと等により本件疾病を発病した旨主張するので、以下検討する。

(イ) 請求人の評価期間における労働時間についてみると、監督署長は、タコグラフを反映した「勤務日報」、「中長距離日報」及び「作業完了報告書」等の各関係資料を基本として、会社関係者の申述から作業待ちのための待機時間を各待機先の状況に応じて労働時間と休憩時間に振り分けるなど精査し、請求人の労働時間を算定しているところ、当審査会としても、監督署長が算定した同労働時間は妥当なものであると判断する。

(ウ) 同記録によると、請求人は、本件疾病の発病6か月前から4か月前までの時間外労働時間数は40時間前後で推移しているものの、発病3か月前は89時間8分、発病2か月前は117時間51分、発病1か月前は59時間18分に達していることが認められる。

(エ) 請求人の就労状況についてみると、請求人は、月100時間を超える時間外労働を行った本件疾病発病2か月前までの期間について、3回にわたって12日間以上にわたる連続勤務（平成〇年〇月〇日から同月〇日までの13日間、同年〇月〇日から同月〇日までの12日間、同年〇月〇日から同月〇日までの13日間）を行っており、さらに、同期間における勤務は、十分な休息時間を確保することなく連続したものとなっている事実が認められる。当審査会としては、これら3回にわたる連続勤務とその際の拘束状態は相当程度過度な負担を与えるものであったとみるべきであり、これを認定基準別表1の具体的出来事の類型「2週間（12日間）以上にわたって連続勤務を行った（以下「連続勤務」という。）」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する出来事であるとみると、その心理的負荷の総合評価は少なくとも「中」とであると判断する。

(オ) さらに、請求人は、本件疾病発病2か月前の月100時間を超える時間

外労働を行っている際にも、4回目の12日間以上にわたる連続勤務（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの20日間）を行っている。この点、F所長は、要旨、毎年〇、〇月は取引先が繁忙期となる影響で会社も1年間の内で最も忙しい時期となり、他の労働者の時間外労働も増える状況にあったと述べている。当審査会としては、請求人は、上記（エ）のとおり、当該繁忙期に限らず、休息時間を十分に確保されない連続勤務を複数回行い、また、その業務も深夜時間帯を含む昼夜を跨いだ不規則な時間帯でのトラック運転という緊張を強いられるものであることから、心身の疲労回復機会を得られないことなく、継続的に業務に従事していたと考えることが相当であると判断する。

（カ）以上を総合すると、請求人には、少なくとも心理的負荷の総合評価が「中」となる「連続勤務」の出来事が複数回認められるところ、繁忙期のピークとなる3回目の連続勤務の直後において4回目の連続勤務を行い、ほぼ同時期には月100時間を超える恒常的な時間外労働を行ったことが認められるものであり、請求人の就労状況は苛烈であったと評価すべきものであることから、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものと判断することが相当である。

（4）以上のことから、当審査会は、請求人のその余の主張を検討するまでもなく、請求人の評価期間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断する。

（5）請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病の発病は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。